

今後のスケジュール

時 期	内 容	
	中期目標・計画の審議等	28 年度業務実績の評価
8 月 29 日	第 5 回評価委員会	
	第三期中期目標(案)の審議 第二期中期目標終了時の検討の提示	・評価結果書(案)について法人から 意見聴取
9 月 7 日	第 6 回評価委員会	
	第三期中期目標(案)への意見の決定	・法人への評価結果通知 ・市長への評価結果報告
10 月中旬 ～ 11 月上旬	第 7 回評価委員会	
	第三期中期計画(案)の提示	
12 月下旬	第 8 回評価委員会	
	第三期中期計画(案)の審議 第二期中期目標終了時の検討の審議	
1 月下旬 ～ 2 月中旬	第 9 回評価委員会	
	第三期中期計画(案)への意見 第二期中期目標終了時の検討の意見 決定	

※参考条文

< 地方独立行政法人法（抜粋） >

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（中略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（中略）

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中略）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

（中略）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

（中略）

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。